

**北海道国民健康保険
運営方針(原案)に対する
道民意見の募集について**

平成30年度から国民健康保険制度が改正され、北海道と市町村が一体となって国保を運営することになります。このため、道内の国保運営の統一的な指針として「北海道国民健康保険運営方針」を策定することとなりました。

この運営方針(原案)について、道民の皆様からご意見を募集します。

●公表場所

- 北海道国保医療課
(道庁6階)
 - 道庁行政情報センター
(道庁別館3階)
 - 各総合振興局及び振興局(右狩を除く)の行政情報コーナーで公開するほか、
 - 北海道ホームページ
(http://www.pref.hokkaido.lg.jp/hf/ki/kak/koujika_junbi_index.htm)
- に掲載しています。

●意見の募集期間

平成29年3月1日～3月31日

●意見の提出方法及び提出先

右記公表場所またはホームページにある「意見募集要領」を「」覧のうえ、提出ください。

①郵便

〒060-8588
札幌市中央区北3条西6丁目

北海道保健福祉部健康安全局国保医療課(広域化準備グループ)

②FAX

011-232-1037

③電子メール

hofuku.kokuhounie@pref.hokkaido.jp

●問い合わせ先

北海道保健福祉部健康安全局国保医療課(広域化準備グループ)

電話

011-231-4111

内線 25808

**漁港での遊泳が
禁止になります**

漁業者と遊泳者とのトラブル防止のため、条例により、道内の全漁港(分区分、分港も含む)の指定区域で、遊泳や潜水、入水し釣りをすることが禁止になります。違反すると、5万円以下の罰金に処される場合があります。

※4月1日から施行

漁港内での遊泳は事故を招く恐れのある危険な行為です。絶対にやめましょう。

【問い合わせ先】

日高振興局産業振興部水産課主査(水産振興) 電話
0146-22-9325

開発局からのお知らせ

平成29年度

「河川愛護モニター」

を募集しています

1 応募資格

モニター区間からおおむね5km以内に居住する20歳以上の健康な方で、沙流川に接する機会が多く、河川愛護に関心をお持ちの方

2 業務内容

沙流川に関する河川の利用、河川の環境、河川の愛護活動等の各種情報やその他の地域情報等を月1回程度報告していただく仕事です。

3 モニター区間

日高町沙流川河口から日高町平賀(平取町との境界)まで

4 募集人員

1名

5 任期

平成29年5月1日から平成29年10月31日までの6ヶ月間

6 報酬

月額4,000円

7 応募方法

応募御希望の方は、はがき又は封書に住所、氏名、生年月日、職業、電話番号、今回の募集を知ったきっかけ(例:広報誌を見て)を

記入し「河川愛護モニター希望」と明記の上、左記まで郵送して下さい。

応募先

〒051-8524

室蘭市入江町1番地14

室蘭開発建設部公物管理課

「河川愛護モニター」募集係

8 募集期間

平成29年3月31日(金)必着

9 選考方法

応募者多数の場合は、室蘭開発建設部において選考を行い、結果につきましては各応募者に通知します。

10 お問い合わせ

北海道開発局室蘭開発建設部公物管理課河川スタッフ
電話(ダイヤルイン)
0143-25-1650
FAX
0143-25-1651

勤労者の皆様へ

日高町内に1年以上居住し、町税を完納している組織労働者又は中小企業及び団体の労働に従事している勤労者に対し、本人又は家族の病気、災害、冠婚葬祭及び子弟の教育その他生活必需品の購入等に要する資金とし、福利厚生と勤労意欲の増進及び労働力の定着化を図るため、資

金の貸付け制度があります。

【問い合わせ先】

貸付条件等の詳細については、

日高町役場経済観光課

商工観光グループ

電話

01456-2-6031

資金の貸付申込みについては、

北海道労働金庫静内支店

日高郡新ひだか町静内青柳

町1-2-8

電話

0146-43-3111

室蘭地方気象台からのお知らせ

胆振・日高地方は、道内の日本海側など他の地域と比較すると、内陸の一部を除き降雪量が少ない地域にあたります。しかし、強い冬の気圧配置によって局地的な大雪になる場合や1月から3月にかけては、本州から近づく発達した低気圧の影響により広い範囲で大雪となることが度々あります。

大雪による災害は、道路の通行止めや公共交通機関の遅延・運休などの交通障害、電

線着雪等による電力障害、樹木の枝折れやビニールハウスの倒壊などの農業被害のほか、雪崩や融雪による災害があります。そして、これらの災害が複合して発生した場合には、地域住民の生活に重大な影響を及ぼすおそれがあります。

大雪が予想される場合、気象台は大雪に関する注意報、警報、特別警報、気象情報を発表します。これらの防災気象情報を活用して、大雪による災害に備えましょう。

また、住宅周辺の除雪や屋根の雪下ろし作業中に、転落や落雪等による事故が各地で多く発生しています。雪が止んだ後でも作業をする際には十分な注意が必要です。

門別警察署からの お知らせ

不審なメールに

ご注意ください

2月1日～3月18日は
サイバーセキュリティ月間

不審なメールによる情報漏えい被害や個人情報流出など、生活に影響を及ぼすサイバーセキュリティに関する問題が多数報じられています。

誰もが安心してITの恩恵を享受するためには、国民一人一人がセキュリティについて関心を高め、これらの問題に対応していく必要があります。

情報セキュリティ対策9か条

- (1) OSやソフトウェアは常に最新の状態にしておこう
 - (2) パスワードは貴重品のよう
に管理しよう
 - (3) ログインID・パスワードは絶対教えない用心深さは身に覚えのない添付ファイルは開かない
 - (4) ウイルス対策ソフトを導入しよう
 - (5) ネットショッピングでは信頼できるお店を選ぼう
 - (6) 大切な情報は失う前に複製しよう
 - (7) 外出先では紛失・盗難に注意しよう
 - (8) 困ったときはひとりで悩まず、まず相談
 - (9) お問い合わせ
- 北海道札幌方面門別警察署
電話 01456120110

札幌弁護士会 ひだか弁護士相談センター無料法律相談

【門別地区相談所での開催】

※毎月第4火曜日開催予定

- 3月の相談日・28日(火)
- 事前予約制 電話 014614218373
 - 予約受付 平日の午前10時～午後4時
 - 相談時間 午後1時30分～午後4時
 - 相談場所 門別公民館1階 ミーティングルーム
日高町門別本町210番地の1

【新ひだか町での開催】

- 3月の相談日
- 1日(水)・6日(月)・8日(水)・13日(月)・15日(水)
 - 22日(水)・27日(月)・29日(水)
 - 事前予約制 電話 014614218373
 - 予約受付 平日の午前10時～午後4時
 - 相談時間 午後1時～午後3時
 - 相談場所 ひだか弁護士相談センター
新ひだか町静内吉野町2丁目1番4号

【平取町での開催】

- ※相談時間が毎月変更となるため、ご確認ください。
- 3月の相談日・7日(火) 午後1時30分～午後3時
28日(火) 午前10時30分～午後0時
- 事前予約制 電話 014571212222
(平取町役場まちづくり課広報広聴係)
 - 予約受付 平日の午前9時～午後5時
 - 相談場所 ふれあいセンターびらとり
平取町本町35番地1

※基本的に予約の方が優先となり、予約がない場合はお待ちいただくか、ご相談をお受けできない場合があります。

広告

広告募集欄

広告募集欄

広告募集欄